

# 人吉市農業委員会定例総会

(第2回)

平成29年2月24日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

平成29年2月24日  
市役所仮本庁舎3階議員控室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 6 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 7 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 8 号 農地移動適正化あっせんについて  
日程第 4 議第 9 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会  
の意見決定について  
日程第 5 議第 10 号 非農地判断の一部取り消しについて

## その他協議報告事項

### ○ 出席委員（19名）

会 長	20番	小 園 隆 光
職務代理人	19番	北 村 和 人
委 員	1番	永 田 正 輝
同	2番	平 川 裕 征
同	3番	林 主 一
同	4番	上 村 邦 明
同	5番	今 井 二 郎
同	6番	猪 古 昭 洋
同	7番	中 村 隆 司
同	8番	才 尾 弘 太 郎
同	9番	宮 崎 右 男
同	10番	迫 田 幸 乃
同	11番	堤 千 鶴 子
同	12番	島 津 良 邦
同	13番	大 石 正 廣
同	14番	永 石 栄 二
同	15番	内 布 征 生

同 16番 上野博司  
同 17番 福屋智香子

議事録署名委員 11番 堤千鶴子  
12番 島津良邦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長 荒毛正浩  
次 長 和泉光代  
主 席 坂井正子  
主 任 堂坂高弘

開会：9時00分

- （議長）皆さんおはようございます。県の農業委員活動強化推進大会が県立劇場で開かれますので、早めに終わればと考えますが慎重審議をお願いします。  
本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので成立いたしました。  
ただ今から、平成29年第2回人吉市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員に11番委員、12番委員を指名します。  
それでは議事にはいります。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長をお願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第6号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- （事務局次長）日程第1・議第6号 朗読
- （議長）1番について19番委員の調査報告をお願いします。
- （19番委員）おはようございます。それでは農地法第3条の許可申請に対する1番について説明をいたします。土地の所在はご覧のとおりでございます。3筆でございます。地目は田、農用地外でございます。面積はご覧のとおりでございます。権利種別は有償移転でございます。譲渡人、譲受人はご覧のとおりでございます。譲渡人は

農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡張でございます。譲受人は議案書に記載してあるとおり67歳ですが、現在、農地を集積して頑張っておられます。調査の結果でございますけれども、農地法第3条の第2項第1号、4号、5号、7号の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。以上でございます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番について19番委員の調査報告をお願いします。

- （19番委員）2番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用地外、面積はご覧のとおりでございます。権利種別は有償移転。譲渡人はご覧のとおりでございます。譲受人は先ほどの1番と同じ方でございます。先ほども申しましたが、農地を集積して頑張っておられる方でございます。調査の結果でございますけれども、農地法第3条の第2項第1号、4号、5号、7号に該当しないために、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数に異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。それでは議第6号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で、農振区分は農用地外。1筆で面積は580㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図のとおりです。申請事由といたしましては、農業経営の拡張ということです。次に調査表をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番、5番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）おはようございます。それでは議第6号の農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について4番と5番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑でございます。農振区分につきましては農用地内でございます。面積は973㎡でございます。譲渡人、譲受人につきましては記載のとおりでございます。これは譲渡人のほうから譲受人に相談をされまして、譲渡人の農地のほうが面積も大きく、譲受人の農地は区画整備をされていない農用地外ということですが、譲渡人は栗を栽培、譲受人は野菜を栽培するということで等価交換の話がまとまり申請をされておられます。調査表をご覧ください。1番、4番、5番、7番につきましては該当しないということで、何ら問題はありません。皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
- （4番委員）5番につきましては4番と同じ内容であります。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は602㎡でございます。農振区分は先ほども申しましたが、農用地外でございます。先ほども申しましたが、等価交換でございます。3条の調査表から1番、4番、5番、7番につきまして該当しないで何ら問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

- （議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
日程第2・議第7号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第2・議第7号 朗読

- （議長）1番について15番委員の調査報告をお願いします。

- （15番委員）おはようございます。5条の1番について調査報告をします。土地の所在は記載のとおりでございます。農振区分が農用地外、面積が472㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用の目的が個人住宅、建築面積が109㎡、庭等が363㎡でございます。先月、申請地の奥は申請にあがってきておりましたが、その手前の畑になります。譲受人は不動産業を営んでおり、譲渡人のほうからどうにか売買をして欲しいということで、このような形になったということでございます。

ます。住宅は建売住宅です。備考欄をご覧ください。第一種農地で、都市計画区域内の用途指定区域外、自己資金で着工と完了は記載のとおりでございます。事業計画書が出ております。給排水計画について、給水は北側道路内に埋設してある市の上水道に接続して利用する計画でございます。雨水、生活雑排水、汚水は市の下水道を利用する計画でございます。また、万が一被害が発生した場合には協議をして円満に解決をし、迷惑をかけないということでございます。調査表をご覧ください。一般基準の1番、3番、6番に相当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議の方よろしくお願ひ致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）それでは議第7号の農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりで、地目は畑、農振区分は農用地外で1筆です。面積は1,123㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用理由は太陽光発電パネルの設置です。申請地は第三種農地で、都市計画区域内、第一種低層住居専用地域です。着工と完了は記載のとおりで、転用場所は別紙位置図のとおりです。調査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、4番、6番、8番、10番は相当と判断いたしました。よって総合判断といたしまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひ致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

○（7番委員）次の案件も太陽光パネルですが、この案件に対して異議はありません。私の地域にも太陽光パネルが設置されているところがありますが、管理についての疑問です。事業者は地元の方ではないので、会ったときには「草を刈ってください。」とは

お願いはしますが、道路端等のそこだけ草が残っているので問題になっています。私が担当した案件だったので、地域の方からは私からお願いをして欲しいと言われます。会ったときにしかお願いができず、連絡の方法がないので、管理の連絡などは農業委員会からお願いすることではないと思いますが、どうすればよいのでしょうか。農地から外れてしまえば農業委員会は関係がないということになりますか。

- （議長） 5条の場合は農地から外れてしまい、譲受人に所有権も移転してしまっているのではなかなか難しい問題だと思います。
- （事務局長） 7番委員のおっしゃることはよく分かります。地目を変更されて、登記地目を変更していただかないといけないのですが、農地から外れてしまいますので農業委員会からは管理をお願いすることはできないかと思います。
- （7番委員） 農業委員会は関係ないと言わないと仕方ないのでしょうか。
- （事務局長） 関係ないということではありませんが。
- （7番委員） 出来るだけ連絡はしたいとは思っています。今後、転用後の管理について問題が出てくるとは思うのですが。
- （事務局長） 事業主の連絡先は分かりますので、管理の連絡の繋ぎはできますが、農業委員会からというのはなかなか難しいと思います。営農型の場合でしたら、下は営農されていて一時転用ですので、農業委員会から適正管理のお願いは出来ます。それ以外のところに関しましては、やはり難しいと思います。
- （7番委員） 太陽光パネルのところだけきれいにマットをしてそこだけ草が生えないようになっていますが、道路端までマットをしたほうが良いと言ったのですが、道路端までしてなかったのが、そこから草が生えている状態です。
- （事務局長） 一度、農地転用をして農地から外れているということで連絡をこちらからというのは難しいかと。
- （議長） 事業主が分かっていますので、連絡はできる状況です。
- （15番委員） 事業主に一筆、転用後の管理について書かせることはできないのでしょうか。

- （6番委員）申請するときにきちんと管理するように条件をつけるべきだと思います。
- （7番委員）今、6番委員も言われましたが、転用許可するときに転用後の管理についてきちんとお願いすることはできないのでしょうか。
- （6番委員）ひとつ条件の中に入れ込んでいただきたいと思います。転用後の管理についての問題は凄く多いので是非とも入れていただきたいと思います。
- （19番委員）草が生えているのは敷地内でしょうか。
- （7番委員）敷地内です。
- （19番委員）七地もですけど、地元の方に管理をお願いしていて、現地を定期的に見ているようです。敷地内の点検やパネルの点検をする方を置いてあるはずなのですが。
- （7番委員）そういう方はたぶん居ないと思います。会社組織になれば地元の管理者がいらっしゃるかもしれませんが、個人的にやっておられるところは居ないと思います。人吉の方ではなく別のところから来て作業をされているので、結局は地元の人が刈らなければいけなくなります。刈るのも大変だとその都度私に文句を言われるので。
- （議長）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番について16番委員の調査報告をお願いします。
- （16番委員）おはようございます。議第7号、農地法第5条の3番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。地目は畑、面積は2,439㎡。農振区分は農用地外です。所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目

的は太陽光発電施設。理由は太陽光パネルの設置であります。農地区分は第二種農地で、都市計画区域外になります。着工と完了は記載のとおりであります。転用場所は別紙の位置図のとおりです。調査表をご覧ください。地目は登記簿では畑になっておりますが、現況は山林でありまして隣接しております周辺も山林であり、農地としての利用は全くと言っていい程のない状況であります。事業計画書を見ますと、給排水計画については、給水は必要としないので該当なし。生活雑排水、汚水はなし。雨水は自然浸透及び自然排水と調整池にて対応しますということです。被害防除計画については、土地形状をなるべく残し段差を設けて整地します。当該申請地部分は現状で設置し、造成、整地はしないということであります。その他として万が一、被害が発生した場合には所有者が責任をもって処理いたしますということが明記されております。調査表をご覧ください。該当事項とした判断理由でございますが、記載してありますとおり、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第一種農地、第二種農地及び第三種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合ですが、その他の面積2,439㎡で割合は100%であります。農地の区分と転用目的ですが、申請地は第二種農地で、周囲を山林、道路に囲まれており、これに替わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと思います。一般基準の1番、3番、4番、5番、6番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第3・議第8号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

○（事務局次長）日程第3・議第8号 朗読

○（議長）1番について11番委員の調査報告をお願いします。

○（11番委員）農地移動適正化あっせんについてご報告をいたします。売渡申出の物件の所在地は記載のとおりです。地目は田で、面積は3筆の4,670㎡です。売渡申出人は記載のとおりです。利用状況については937番についてはたばこ、他の2筆については保全管理となっております。備考で理由は廃業です。申出人は現在、病気療養中につき耕作できない状況であり、家族もいないので手放したいということでした。937番については合意解約済みです。あっせんを行う前に取引契約が実質的に締結している事実はありません。不動産業者が介入している事実もありませんので、農地移動適正化あっせん基準に適合すると判断されますので、皆様のご審議の方よろしくお願い致します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
あっせん委員に11番委員、6番委員を指名します。  
次に日程第4・議第9号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第4・議第9号 朗読

○（議長）利用権設定の貸借設定13番の「利用権の設定を受ける者」が、7番委員の親族、19番の「利用権の設定を受ける者」が、16番委員となっております。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与することができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。なお、採決に加わることはできません。  
おはかりいたします。出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井主席）おはようございます。お手元の資料をご覧ください。平成29年2月15日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」が54,453㎡、「畑」が6,716㎡、合計の61,169㎡あがっております。一番下の所有権移転について今回はありません。右側の本年度実績は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が22件、再設定が7件の合計29件あがっております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をさせていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時30分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決をいたします。

13番と19番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

13番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
19番の貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第5・議第10号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第5・議第10号 朗読
- (議長) 事務局からの説明をお願いします。
- (事務局 堂坂主任) おはようございます。議第10号につきましては、別紙資料を準備しております。本日、お配りいたしましたA4の1枚紙を見ていただいてもよろしいでしょうか。今回、非農地の一部取り消しについてということで、4筆あがっております。平成26年度に議決いただいたものが1筆と今年度に議決をいただいたものが3筆でございます。理由といたしましては、見間違えもございましたし、あとは本人の強い希望で営農を再開したという理由もございました。いずれの農地も事務局のほうで現地確認等を行っておりますし、必要な手続きに関しましても確認しております。以上でご説明を終わります。ご審議の方よろしくお願い致します。
- (議長) ただ今の説明について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
原案のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。

来月の定例総会は、24日（金曜日）午前9時からです。場所はカルチャーパレスですが、会議室が変更になります。詳しくは、その他の協議報告事項でお伝えします。

（ 9時35分 終了 ）